

## 原子力リサイクルビジネス参入促進事業人材育成研修業務に関する基本協定書

福井県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、原子力リサイクルビジネス参入促進事業人材育成研修業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲および乙が本業務に関し、乙が最も優れた提案者として特定されたことを確認し、甲乙間の本業務における年度毎の契約締結に向けた基本的事項について定める。

### （当事者の責務）

第2条 甲および乙は、地元企業が原子力リサイクルビジネスへの参入を促進するため、地元企業の力量向上に向けて、相互に協力しなければならない。

2 乙は、本業務に係る企画提案（プロポーザル）募集要領の趣旨を十分理解し、乙が行った提案に限らず、さらなる効果的な提案を行うよう努めるとともに、甲が当該趣旨に基づき行う提案を最大限尊重しなければならない。

### （実施内容）

第3条 本業務の実施内容は次の各号に定めるとおりとし、乙は、甲の委託を受けて業務を行う。

- 一 乙は、クリアランス集中処理事業へ元請として参画を希望する地元企業に対して、元請業務に必要な知識・技術に関する研修を実施する。
- 二 乙は、前号の研修を実施するにあたり、必要に応じて甲が作成した研修計画を見直す。

### （事業期間）

第4条 本業務は、令和13年3月31日まで実施する。

2 前項の規定を変更するときは、あらかじめ甲乙協議の上、決定する。

### （各年度の事業内容および事業費）

第5条 各年度の事業内容および事業費については、甲乙協議の上、決定する。

### （委託契約）

第6条 甲および乙は、本協定に基づき本業務に関する業務委託契約（以下、「委託契約」という。）を締結する。

2 前項の委託契約は、年度ごとに締結する。

3 前項に規定する委託契約の締結は、当該年度の甲の予算が成立した場合に行うものとし、甲の予算が成立しなかった場合に乙において生じた損害につき、甲はその責め

を負わない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項および疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上、処理する。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県知事 石田 嵩人

乙